

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省所管省令・告示の改正案等について(概要)

1. 背景

第211回国会において、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第58号。以下「分権一括法」という。)が成立し、建築基準法(昭和25年法律第201号)において、建築行政等の実務経験について、建築基準適合判定資格者検定(以下「検定」という。)の受検要件から除き、建築基準適合判定資格者(以下「適判資格者」という。)に係る国土交通大臣の登録を受ける際の要件に追加されたことに加え、建築基準適合判定資格者検定を一級建築基準適合判定資格者検定及び二級建築基準適合判定資格者検定に分けて実施することとなった。

以上を踏まえ、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)をはじめとした関係する国土交通省所管省令・告示について、所要の改正等を行う。

2. 改正等の概要

i. 建築基準法施行規則の改正等

(1) 適判資格者の登録資格について(新設)

分権一括法による改正後の法第77条の58第1項の国土交通省令で定める業務(適判資格者の登録に際して必要となる実務経験に算入可能な業務)は、以下の通りとする^{※1}。

- ① 建築審査会の委員として行う業務
- ② 大学又は大学院において教授又は准教授として建築に関する教育又は研究を行う業務
- ③ その他国土交通大臣が定める業務

(構造計算適合判定資格者として行う構造計算適合性判定の業務等^{※2}を新設告示にて規定)

※1 検定の受検に際して必要となる実務経験に算入可能な業務を定めた、現行の建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条の3に掲げる業務と同一。

※2 現行の建築基準法施行令第2条の3第3号の国土交通大臣が認めた業務を定めた、平成11年建設省告示第1314号(廃止予定)に掲げる業務と同一。

(2) 検定受検申込書及び適判資格者登録申請書の改正(別記様式第1及び別記様式第51関係)

建築行政等の実務経験について、検定の受検要件から除き、適判資格者に係る国土交通大臣の登録を受ける際の要件に追加されたことを踏まえ、検定の受検申込書から実務経験を記載する欄を削除し、適判資格者の登録申請書に実務経験を記載する欄を追加する。

(3) 「建築主事」の規定が置かれている箇所について、「建築副主事」を追加する等、所要の改正を行う。

ii. その他、国土交通省所管省令・告示において、所要の規定の整備を行う。

※建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令(平成11年建設省令第13号)において、「確認検査員」の規定が置かれている箇所について、「副確認検査員」を追加する等

3. 今後のスケジュール(予定)

公布:令和6年1月頃

施行:令和6年4月1日